

宇多院宣旨について

竹 田 紀 衣

はじめに

平安時代初期太上天皇の研究は、奈良時代の太上天皇からの移行時期とその性格の変化に視点が置かれている。すなわち、奈良時代の太上天皇に天皇と同等の権力を見ているが、葉子の変以後その権力は「潜在化」し、かわりに前面に出されるようになった「家父長的権威」を重視している。¹

平安時代初期太上天皇（以下、上皇とする）については、その性格が家父長的権威によるものであるという解釈が一般化し、各研究者ともこの語句を利用している。しかしそれは目崎徳衛氏の嵯峨・宇多・円融各上皇に関する検討²に見えるのみであって、それ以後の研究には家父長的権威と

いう解釈が先行していて、各上皇の実態が明らかにされているわけではないと思われる。

筆者は平安時代中期の宇多上皇を取り上げて考察する。宇多上皇は国政に多大な影響を及ぼした上皇とされ、宇多院の発した文書も確認できて、平安時代中期の上皇の実態を提示できると考えるからである。

今回は手がかりとしてまず宇多院宣旨を取り上げる。意志伝達という視点から宇多院宣旨を見、そこから上皇文書の性格を明らかにすることを本稿の課題としたい。

一、これまでの宇多院宣旨についての見解

宇多院宣旨の研究は、管見の限りでは山本崇氏の論考³

例を見るのみである。山本氏は宇多院宣旨が太政官をはじめとする国家諸機関を経ることなく、自らの発話を独自に発給した文書と位置付け、国家諸機関と如何なる関係にあるかを検討されている。

山本氏は藏人奉書を取り上げ、「朱雀院藏人」と奉者が記されていることに注目し、この朱雀院が宇多法皇の後院であり、この奉書の背後には宇多法皇の意志があるとする。

そしてこの奉書の以前に近江国へ醍醐寺仏供料に関する太政官符が下されていること、藏人奉書にこの官符を指し「依官符」という文言があることから宇多上皇の命令が官符を補う目的で発せられたとする。さらにこれを根拠にして、延長七年（九二九）『伊勢国飯野庄大神官勅注』（以下、「大神官勅注」とする）に、「雖無官符、為畏院宣、」とあるのも「本来太政官系統の文書の発給を前提としてそれを補う機能が存した」とする。ここから「院宣旨は太政官系統の文書を補う機能を果たしたと考えられるが、もはや太上天皇の命が直接及ぶ対象は限られていた」と結論づける。

この考察には二つの問題点がある。一点は、延長七年頃の朱雀院は宇多上皇の後院ではないこと、もう一点は、実

際延長七年の『大神官勅注』に見える、検注に至る過程では宇多院宣旨のみが下されていることである。

一点目について、宇多上皇は尊号を辞退したためにその領する院の名称を借りて朱雀院・亭子院・仁和寺等と様々な称呼を見るが、ほとんどその時の居所で呼ばれている。日崎氏の考察を参考に讓位後の宇多上皇の居所を追ってみる。

寛平九年（八九七）七月三日讓位の後、後宮内の弘徽殿に遷御、長く留まることなく班子女王の「東院」に移る。昌泰元年（八九八）二月十七日、上皇は朱雀院に移る。昌泰二年（八九九）正月三日の朝覲行幸を朱雀院で受けていることから居所であることが分かる。史料上、この時期のみ宇多上皇を朱雀院と表現する。昌泰二年（八九九）十月二十四日、仁和寺で落飾、同年十一月二十四日、東大寺で受戒。延喜四年（九〇四）三月、仁和寺に御室を造営し、同年四月七日の雷鳴陣を仁和寺で行っている。この時点では仁和寺が上皇の居所であった。その後延喜五、七、十、十一、十二、十三、十四、延長二、六、七年と朝覲行幸を仁和寺で受けており、承平元年（九三一）七月十九日、仁和寺で崩御している。仁和寺を本宮として活動してい

た。但し、延喜九年（九〇九）或いは十四年（九一四）から十六年（九一六）までは亭子院を、延喜十七年（九一七）から延長六年（九二八）までは六条院を別宮とし、仁和寺と平行してその名が現れる。¹⁵

目崎氏は、延喜六年（九〇六）、延喜十六年（九一六）の宇多上皇参賀の行事は「醍醐天皇によって天皇に属する朱雀院で催されたことを示すにすぎ」ないと、朱雀院が上皇出家後は醍醐天皇の別業となり、宇多上皇の居所であることを否定している。

逆に史料に表れる「朱雀院」の所有者はいかがであろうか。主として、宇多上皇讓位後崩御までに史料中に見える「朱雀院」を列挙する（表一）と、宇多上皇が朱雀院を居所としたという確証は、讓位後延喜四年（九〇四）までである。さらに延喜十六年（九一六）以降、醍醐天皇の朱雀院行幸が目立つこと、延長六年（九二六）朱雀院に沽却された伊勢国菟志郡曾禰莊が天曆二年（九四八）に朱雀院から醍醐寺に施入されたこと、延長七年（九二九）朱雀院蔵人が醍醐寺の件について蔵人奉書を発給したことは、朱雀院を醍醐天皇の別業と考えて納得できるものである。また先の目崎氏をはじめ、八代国治氏、橋本義彦氏も延喜四年

（九〇四）に宇多上皇が仁和寺へ移った時点で朱雀院は醍醐天皇に譲られたとする。¹⁹

このように宇多上皇の居所、朱雀院の所有者の両方から見ていくと、延長七年（九二九）に朱雀院が宇多上皇の居所であったという形跡はないのである。よってこの史料に宇多上皇の意志を見ることはできない。

また二点目、「雖無_レ官符、為_レ畏_レ院宣、」については、院宣旨の如何に関係なく本来は官符があつて命令を下すことを指すと思われる。ここから官符を補う機能があつたとは言えないのではないだろうか。つまり宇多院宣旨の機能ははまだ解明されていないと言わねばならない。

次に、古文書学における宇多院宣旨の扱いを見てみたい。

概説書によると、先程見た延長七年（九二九）の『大神宮勸注』に見える「院宣」が院宣の語句の初見とされる。²⁰しかしこの「院宣」は単に宇多上皇の意向と理解されているため、文書としての院宣の考察対象にはなっていない。しかし院宣を上皇の意を奉じて書かれた文書と定義するならば、それは宇多上皇にも存在する。

延長七年（九二九）『大神宮勸注』では宇多上皇の意向

(表一) 「朱雀院」の記事と宇多上皇の居所

<p>延喜 4・2・27</p>	<p>源等 從五位下 朱雀院御給</p> <p>〔公卿補任〕</p>	<p>弘徽殿 朱雀院</p>
<p>延喜 6・11・7</p>	<p>朱雀院で法皇の四十賀。</p> <p>〔日本紀略〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 16・3・7</p>	<p>朱雀院で法皇の五十賀。</p> <p>〔日本紀略〕</p>	<p>亭子院</p>
<p>延喜 16・9・27</p>	<p>(醍醐) 朱雀院行幸に際し、文章得業生などを召候させる。</p> <p>〔類聚符宣抄〕</p>	<p>六条院</p>
<p>延喜 16・9・28</p>	<p>(醍醐) 朱雀院行幸。</p> <p>〔貞信公記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 18・10・8</p>	<p>(醍醐) 朱雀院行幸。</p> <p>〔貞信公記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 19・10・20</p>	<p>(醍醐) 朱雀院行幸。</p> <p>〔貞信公記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 3・12・18</p>	<p>朱雀院で東宮帶刀舍人の試験。</p> <p>〔醍醐御記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 5・8・30</p>	<p>(醍醐) 朱雀院行幸。</p> <p>〔貞信公記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延喜 6</p>	<p>信濃駒牽を覽す。</p> <p>〔貞信公記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>延長 7・8・25</p>	<p>本主、參議藤原玄上、伊勢国壹志郡曾禰莊を朱雀院に沽却。</p> <p>〔醍醐雜事記〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>承平元・2・7</p>	<p>藏人奉書「朱雀院藏人幡部⁴⁴⁾」</p> <p>(忠平) 朱雀院に候い、内豎等の文を返付する。</p> <p>〔醍醐寺要書〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>承平 3・4・2</p>	<p>朱雀院秩父牧</p> <p>〔政事要略〕</p>	<p>仁和寺</p>
<p>天曆 2・2・28</p>	<p>朱雀院より醍醐寺へ曾禰莊を施入。</p> <p>〔醍醐雜事記〕</p>	<p>仁和寺</p>

を伝えた文書を「宣旨」と称している。また宇多院宣旨であるいは院宣と記す史料を年代順にイからトとする(次節参照)と、確実に文書の形で残るものは二例確認できる。これらの書き出しは「奉_レ仰云」と始まり、院司と思われる人物が宇多上皇の仰せを奉って書いた奉書の形を取る。また「宣旨」の語句はないが、延長四年(九二六)七月四日「宇多院為_レ河原左相府_レ没後修_レ諷誦文(次節子)も「奉_レ仰云」で始まり、宇多上皇の仰せを奉った奉書の形であるので、これも宇多院宣旨に含めて良いと思われる。

しかしながら宇多院宣旨の存在を指摘する研究者は少ない。概説書等を調べると延長七年(九二九)『大神宮勸注』と延長六年(九二九)八月二十一日の宇多院宣旨書について解説を加えたものがある。

前者について伊知地鉄男氏はこの「院宣旨」が「院宣」になったと説明されるが、この一文のみで根拠が不明である。橋本義彦氏は「院宣」の語句が上皇の意向程度の意味で文書ではないと説明するのみで、同史料に見える、宇多上皇の「宣旨」については述べられてはいない。藤田英孝氏は「院宣」は院の仰せであり、文書名とは考えられないが、大神宮司から齋宮寮に宛てた牒に院宣を伝えた文書が

宣旨と称していることから、院の宣を書き記した文書が「宣旨」であると考えている。しかしこれは院政期に見える文書としての院宣とは異なることされる。

後者について、古くは竹内理三氏が「宇多院院宣」とされており、橋本義彦氏は「広い意味で」と断りながらも院宣の中に含んでおり、鈴木茂男氏も院宣と認めている。他の研究者は宇多院宣旨について全く触れていない。

試みに、院政期院宣の文書様式と宇多院宣旨を比較してみると、院宣が「被_レ院宣云」等と上皇が文書の仰せの主体であることを示しているのに対し、「奉_レ仰云」の表現は仰せの主体を不明瞭にしている。また院宣に見る「仍執達如_レ件」などの伝達の文書がない。そして年紀が記されている。すなわち、宇多院宣旨は院政期院宣と比較すると上皇の意を奉じて書かれたものである点は共通するが、定形化した様式にあてはまるとは言えない。

このように宇多上皇の時代に「院宣」の語句の初見があり、上皇の意を奉じた文書である点は共通するものの、宇多院宣旨は院政期院宣とは様式を異にする。また定義から宇多院宣旨を院宣に含む研究者もいるけれども、宇多院宣旨の具体的検討はなされておらず、宇多院宣旨は古文書学

での位置が定まっていない。院宣へつなぐるとする場合も、根拠が明確でない。このようなことから以下の考察においても宇多院宣旨は「院宣」とせず、「宇多院宣旨」と書き記す。宇多院宣旨を基礎から考え直さなくてはならないだろう。

二、宇多院宣旨の検討

この節では史料に見える宇多上皇の「宣旨」「院宣」について個別的に検討を加える。なお史料原文が長文のものについては、紙数の都合で「宣旨」「院宣」が現れる部分のみを記し、全文掲載は省略せざるを得なかった。

(イ) 延喜二十年(九二〇)八月二十三日

「宇多院宣旨」(「僧官補任」宝幢院檢校次第)

仁照内供奉〔延喜二十年八月廿三日、依宇多院宣旨

任之。治十二年。承平二年得替。〕(一)は、細字双

行注)

仁照を宝幢院檢校に任命する内容を持つ。仁照は「醍醐

天皇御記」に内供奉として幾度も登場し、「日本高僧伝要文抄」静観僧正伝の項には増命の弟子として現れる。宝幢院は延暦寺西塔のことで、彼は醍醐天皇の葬送の際に天台西塔院主として奉仕している。

この記述は他の僧任官の記事を参照すると、宇多上皇からの直接の任命とは考えにくく、むしろこの宇多院宣旨を根拠に太政官機構から仁照を補任した経路が推測される。しかし「僧官補任」は未詳な点が多く、この宇多院宣旨の発給対象が仁照か藤原忠平か、またこの記述者が太政官側か、寺僧側か不明である。

(ロ) 延喜二十二年(九二二)八月八日

「宣旨」(「扶桑略記」同日条)

八日、太上法皇別給日供。其詞曰。和尚天性清素。

日計屢虚。况有削跡之中。必乏闕口之貯。宜賜

供養。永支齋儲。院司須每季差使送之者。且每

年賜度者一人。其宣旨稱。楯職風雲、雖觀水月、

留跡雪嶺。何拋藜杖。仍每年給度者一人。不

斷六時香花。永待百年春秋。至授戒期。出名

簿者。

良勇は五度の辞退のうえ辞した増命の後、天台座主となつた人物で、『天台座主記』によると円珍の門徒、増命の弟子である。その良勇に対し宇多上皇が毎年院司を遣わし日給を与えることを告げ、また宣旨で年分度者一人を与えることを伝えている。日給は「別に」とあることから朝廷とは別に上皇の経済機関宇多院から支給されたものであろう。これは上皇からの個人的な支給であるから、太政官機構を介する必要はない。年分度者の件は公務にあたるため、正式な決定・認可は宇多上皇から醍醐天皇や忠平に伝えられ、そこから太政官機構に命じる経路になるはずである。³²しかし『貞信公記』を見る限り、この宣旨が忠平に届けられた、あるいはこの宣旨をもとに忠平が動いたという記事はない。そして、授戒期に名簿を宇多上皇に提出するようにとも命じていることから、この宣旨は天台座主良勇に宛てられたと考へる。

参考までに記すと、延喜七年（九〇七）七月四日に宇多法皇の勅命により特別に認可され、真言宗分の年分度者を四人補うという太政官符がある。ここでも、年分度者は公

務に関わり、宇多上皇の命のみによる公的な文書は見えない。これは個人的な通達には宇多院宣旨が使われ、公式には延喜七年の太政官符のような形になると考へることができ。つまり太政官符の発給にあたり先に個人的に伝達した、あるいは宇多上皇の宣旨が太政官符を出させたと言える。但しここでは太政官機構へ命じた者が不明である。延喜七年（九〇七）の太政官符によれば、それは醍醐天皇である可能性が大きい。

この史料から宣旨により宇多上皇の意志として直接受任者に伝え、また一方では仰せや消息により宇多上皇から忠平や醍醐天皇に働きかけ、その結果太政官符で正式に認可されるといふ、宇多上皇からの二方向の伝達経路が推測できる。

(ハ) 延長六年（九二八）四月二十九日

「宣旨」（『朝野群載』卷十七 佛事下請僧書、『尊意贈僧正伝』）

公請仰書

奉_レ仰云。端午日、聊欲_レ与_二両三名徳、相_レ俱一鉢

之食。而台山貫首其德已重若嘔欲以仙駕、隔備薄而雲迴。只分欲以疎味、山高而物微。思慮之間、未得中適、無嫌輕微。彼日早且枉來儀如何者。

延長六年四月廿九日

少僧都如無*

これは尊意を端午の宴に招待するために、宇多上皇の仰せを院司である如無が奉って書いたものである。発給の対象は天台座主尊意で、この宣旨は太政官機構を通らず、宇多院司により直接尊意に届けられたと考えられる。

「朝野群載」では「奉仰云」から始まっているが、「尊意贈僧正伝」では「亭子太上法皇依端午之宴、賜宣旨云。奉仰云」となっている。これは尊意側では宣旨と受け止めていることが分かる。そして「九条殿記」によると、毎年行われる宮中の端午の節会は延長五年（九二七）に中絶し、天慶七年（九四四）に十七年ぶりに復活している。すなわちこの端午の宴は宇多上皇が個人的に催した行事であった。それ故にこの宣旨は個人に対し個人的な意志を伝達するのに使用されたと言える。

(二) 延長六年（九二八）八月二十一日

「宇多院宣旨書」（『東大寺要録』巻八）

宇多院宣旨書

左中弁紀朝臣作

奉仰云。東大寺者、聖武天皇為諸衆生、創建斯趾。宮殿壯麗佛像洪太。如望自在之天、似現周遍之身。況復磧学継踵、名德比肩。法藏秘藏、国家重宝。諸大寺中獨為称首者也。而今如聞、近年以還網維不振、庶務無理。堂宇稍破施供屢空。工匠休劉斧之音、僧侶絶齋鉢之計。先朝之跡欲墮、後代之法何住。昔為天下之主、最加尊崇、今為海中之老、盡悲頹落。是故奏聞公家、拳補別当重賜勸勉、專課治跡。方今世及澆季、人少信心。封戸之使每因致乏異、田圃之司逐年称荒廢。衰弊之萌無不據斯。因茲遣使諸国、普曉此旨、適趣慈心、庶期興復。仍須当年以住封戸之物、勸其進未、全以進納。後年之事勿違期限。又所在家殊加相宮、慰喻預人、差寄庄子惱、檢荒熟附使言上。復殊勸誘令致懇開本願聖主弘誓深遠、諸国牧宰誰不禮越。雖慎吾勅之懇篤、然非汝

曹之善根^一乎。

延長六年八月廿一日

この宣旨を奉じた「左中弁紀朝臣」は紀淑光のことで、紀淑光は宇多上皇の院司である。この宇多院宣旨書は、延長七年『大神宮勘注』(へ)と一連のものと考えられている。内容は聖武天皇が衆生の為に創建した東大寺の、近年の荒廃を嘆き、再興のため、公家に奏聞して別当を挙補したことを述べ、各国の庄司は荒廃したと云って封戸を納めず、衰弊していくことを指摘して、諸国司に対し東大寺の封戸の進納と庄園の検田、開墾を命じる形となっている。

「公家に奏聞して別当を挙補す」とあるのは延長六年(九二八)六月十七日の太政官牒³⁶で寛救が東大寺別当に任命されたことを指すと思われる、諸々の東大寺庄の検田と開墾を命じたことを受け、翌延長七年伊勢国に使を遣わして検注³⁷していることから、ここで述べている内容は信用できるものであるといえる。

さてこの宇多院宣旨は、鈴木景二氏³⁸によると聖武天皇勅書銅板の裏の銘文を見て作成された可能性があり、宇多上皇の権威により東大寺の寺領支配を正当化する意図をもつ

て作成されたと考えられる。この宇多院宣旨書は『東大寺要録』のみでその内容を知ることができること、保元二年(一一五七)の「記録所寄人中原盛信文書預り状」³⁹によって東大寺に所蔵されていることが知られるだけであることから諸国に発給されたかどうかは明らかにできないが、宇多上皇が東大寺に与えた公験であり、東大寺が以後の寺領保持拡大においてこれを見せる形で利用されたことは言えよう。

(ホ) 延長六年(九二八) 閏八月二十一日

「宇多院々宣案」(承德三年(一〇九九) 八月二十一日 左衛門少志中原資清勘文案、『平安遺文』四卷、一四〇七号)

(前略)

成願寺所進文書

一通 承⁴⁰二年四月十五日民部省符案并延長六年

(後略)

閏八月廿一日宇多院々宣案等、優⁴¹一紙、

この宇多院院宣は十一世紀の伊勢国川合・大国庄をめぐる東寺と成願寺の相論で、成願寺側が証拠に提出した文書の一つとして登場する。この相論については竹内理三⁴⁰氏、村井康彦氏、勝山清次氏、水野章二氏の論考がある。諸氏によれば、相論の中で両者が証拠として提出した十世紀以前の文書は、そのほとんどに捏造・改竄が行われ、偽作と判断されている。では宇多院々宣案はどうであろうか。

その内容は、寛治五年（一〇九二）六月二十六日の堀河天皇綸旨に引用される、成願寺別当能算が訴えた解状の中にまず見える（『平安遺文』一一九六号）。ここで能算は「延長年中、宇陀院被_レ下_レ宣云、成願寺所_レ領者、在多気郡、東寺所_レ領者、在_レ飯野郡、不可_レ有_レ異論者」と宇多上皇の言葉を引用する形で記している。この成願寺の主張に対し、東寺側は寛治五年（一〇九二）七月、東寺別當時円請文案（『平安遺文』一一九七号）の中で、「宇多院宣下者、為_レ大国・川合庄荒熟実檢也」と反論している。この両者の提出文書を勘注したうちの一つが、承徳三年（一〇九九）八月二十八日左衛門少志中原資清勘文案である（『平安遺文』一四〇七号）。中原資清は承和二年（八三三）四月十五日民部省符案の方は偽書の疑いを指摘しているも

の、「宇多院々宣案」について詳細は記していない。

今となつては宇多院々宣案は全文が不明であるため、その真偽を検討されたものはないが、筆者は次のような理由から成願寺側から提出された宇多院々宣案も偽書である可能性が高いと考える。それは、延長六年前後の段階では史料に現れず、約百年後の寛治五年（一〇九二）六月十六日、成願寺別当能算が訴えた解状の中に初めて見えるということである。

勝山氏は、提出文書の真偽を判定するにあたり依拠するに足る文書は、両当事者以外の第三者に所蔵され、伝来してきた文書、あるいは公験として提出しなかつた文書であり、それは延長七年『大神宮勘注』、承保三年（一〇七六）の写しとされる承平二年（九三三）八月五日太政官符案、⁴¹年未詳の大国庄坪付写の三通のみであるとする。⁴²延長七年『大神宮勘注』に見える飯野庄と承平二年八月五日太政官符案にのせる大国庄を比べると図一のように共通する。さらにこの太政官符案に延長七年『大神宮勘注』に見えるのと同じ昌泰元年（八九八）八月十六日の太政官符が引用されている。すなわち大国庄と飯野庄は同じ庄域であるといえる。延長七年には「飯野庄」での東寺と東大寺の相論の

(図一) 飯野庄と大國庄

	11条			12条			
飯野庄	五山下里	六井於里	七井於里	六中村里	七伊羽里(伊世羽里)	八野原里	
大國庄	五山下里	六井於里	七井於里	六中村里	七伊世羽里	八野原里	九野田里
	13条			14条			
飯野庄	五川原里	六大國里	七大國里	五井於里	六井於里	七井於里	八庭羽里
大國庄	五川原里	六大國里	七大國里	五井於里	六井於里		

過程を記し、承平二年には「大國庄」での東寺と百性との相論の過程を記すが、「成願寺」の名はどこにも出てこないのである。またこれに関連するが、ほぼ同じ庄域でありながら、その流れをみると、東大寺のための延長六年八月二十一日宇多院宣旨書と東大寺のための延長七年の検注は一連のものと考えられているのに、宇多院々宣の存在が事実とすると、その間に成願寺のための宇多院々宣がぐる形となる。さらに延長六年に閏八月は存在するものの、『東大寺要録』に見える八月二十一日宇多院宣旨書の日付と似ていること、宇多院々宣という言い方は延長六年の段階では他に見えないこと、成願寺が提出した宇多院々宣は

案文であることが挙げられる。

そして、成願寺が成願寺に音通する中央寺院、貞観寺の文書を偽書に利用したことは先学により指摘されている⁴⁵が、聖宝の自筆として確実なものとされる「僧正聖宝起請文」⁴⁶にも貞観寺を成願寺と書いている。そこに見える延徹⁴⁷聖宝は宇多上皇とのつながりを推定できるので、貞観寺に合わせて、また宇多上皇の権威による保証を求めて、宇多上皇を持ってきたと考えられる。

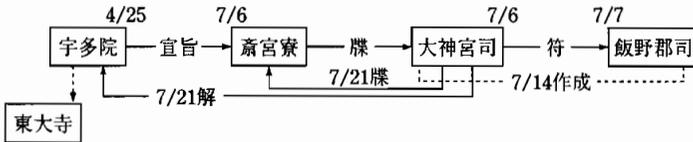
以上のことからこの宇多院々宣案の存在は信用するに足らない。

(へ) 延長七年(九一九) 四月二十五日

「宣旨」(『平安遺文』一卷、一三三三号「伊勢国飯野庄大神宮勸注」)

右被司今月六日符同七日到来 備、齋宮寮今日牒状備、宇多院去四月廿五日宣旨、今日到来備、東大寺庄在飯野郡。今為令勸件庄田、下遣御既侍大原並高。須仰神宮司令勸入之由、宜仰遣者、牒送如件。乞也察之状、入部件使、欲令勸濟彼庄事者、

(図二) 延長七年(九二九)伊勢国飯野庄大神宮勸注の経過



雖_レ無_レ官符、為_レ畏_レ院宣、下_レ符如_レ件者。(後略)

この宣旨を引く「大神宮勸注」には延長七年(九二九)七月二十一日伊勢国大神宮司牒(「平安遺文」一三五号)及び同日付伊勢大神宮司解(「平安遺文」二三四号)の関連史料も残されている。

先に述べた通り「雖_レ無_レ官符、為_レ畏_レ院宣、」の「院宣」がその語句の初見とされるが、これまでの考察でも明らかなように、宇多上皇の文書は「宣旨⁽⁴⁸⁾」とされ「院宣」としたものはない。それ故この「院宣」も先学の言う通り文書ではなく、上皇の命令、院の宣であるう。しかし、宇多上皇の命令を伝えた文書を「宣旨」と称していることは認められる。

この「大神宮勸注」は東寺と東大寺

の相論に伴い宇多上皇が飯野庄の勸注を命じ、郡司等が郡内の寺田、雑田の勸注を執行したものである。その流れを追うと次のようになる(図二参照)。

四月二十五日に送付された宇多院宣旨が七月六日齋宮寮に到着する。その内容は、飯野郡内にある東大寺庄を検注させるため宇多院司、御厩侍大原並高を下し遣わすから、大神宮司に勸入させる旨を伝えよというものであった。そこで同日齋宮寮は伊勢大神宮司に牒を送り、この件を伝えた。大神宮司は「雖_レ無_レ官符、為_レ畏_レ院宣」、符を飯野郡司に下し、翌日七日に伊勢大神宮符が飯野郡に到着している。七月十四日、飯野郡司は検注の結果を大神宮司に報告して、大神宮司は大神宮司と郡司の署名の入った勸注を、宇多院提出の分と大神宮に留める分の二通作成した。七月二十一日の解や牒によれば「神民口分田坪付勸文」と「寺田坪付勸文」を別々に作成したのを、使者は一卷であるべきだと論じ、大神宮司側がこれを直す間に夜になり庁事をやめたところ、使者は「無道悪言」を言い勸文を受け取らずに還り去った。それで勸注と事の次第を記して宇多院と齋宮寮へ送っている。これらの文書は永万二年(一一六六)の「東大寺文書出納日記」⁽⁴⁹⁾に見えることからその後い

ずれも宇多上皇から東大寺に送られたと考える。

この東寺と東大寺の相論は、これよりさき昌泰元年（八九八）八月十六日の太政官符で東寺の知行が全面的に認められ、一段落付いていた。昌泰元年（八九八）八月十六日の太政官符から前回の相論の次第を追ってみたい。

東大寺は嘉祥二年（八四九）から寛平七年（八九五）までの田籍に「東大寺田」と注記されていることを根拠に、布施内親王の施入と称して寺田の領有を主張してきた。そこで東寺と東大寺に公驗勘会のため文書の提出を命じたが、東大寺は施入の公驗は昔日紛失して寺にないといってきたので勘会はできなかつた。伊勢国府では暴風雨により文書等が腐損紛失していたため民部省の図籍が調査された。その結果弘仁十二年（八二二）の田図には布施内親王の名を注し、承和九年（八四二）田図には、内親王田地一八四町三段一〇歩の内、東大寺と注記するのはたった四町で、他はすべて東寺の名を注し、嘉祥二年（八四九）の田図は東寺と注するのは四町で、他はすべて東大寺の名を注していた。しかし東寺が八十九年領掌してきているのに対し東大寺には一枚の公驗もなく、平安京の東寺を「東ノ大寺」というのは当時の習慣であつたことから、太政官で東

寺の知行を認める判決が下されたのである。そして延長七年「大神宮勘注」においても大神宮司・飯野郡司等は東大寺庄は郡中にないとして、この太政官符を根拠に東寺の知行を認めている。

山本氏が指摘されるとおり、昌泰元年（八九八）八月十六日の官符に見える東寺の訴訟は、東寺の提訴が伊勢国に始まつたこと、民部省そして太政官へと順次訴訟の審級が上がっていくこと、東寺の訴訟が十月に始まつたことなど、律令に規定される訴訟の手続きを踏んでいる。

令の規定によれば、判決に不服である場合、不理状を請うて上訴することができ、太政官の判決にも不服の場合は中務省を経て天皇に直接上表することができる。しかし実際は、国郡司らとその判決の誤審の罪をおそれ、不理状を交付しなかつたようであるから、上訴はできなかつたといつても過言ではなからう。

すると東大寺が宇多上皇に訴え、宇多院宣旨の到達により寺領の調査に至つた経緯は、宇多上皇の非制度上の権限により、検注を命じたことを意味する。

さてその後、この庄域において東大寺側の動きは見えないが、以下のように東寺側の動きは窺うことができる。

偽文書の疑いのない承保三年（一〇七六）に写された承平二年（九三二）八月五日の太政官符案には、この官符が出されるに至った経緯が端書に「一件庄隠田地、始自去延長七年春時、真演勤頭也、弥以求^レ為^レ寺家勤領、請^レ給正官符^レ已」とあって、延長七年春時と言えば宇多院宣旨発給の少し前にあたる。この官符案によれば多氣・飯野郡にある東寺領において、遷替の時、庄預等が検知しなかつたため、多氣郡司や土浪人に庄田地が妨領された。それで

東寺は検校である藤原忠平の家牒を申し受けて、東寺の僧真演を現地に派遣し、伊勢国司・大神宮司・飯野多氣両郡司と共に図籍、本公験に任せて庄田を勘定している。この官符の引用する東寺の牒では東寺の庄田地は布施内親王施入地の一八五町九段一八〇歩であり、その勘定された寺田の内、飯野郡にある庄域が列挙されている。これは「大神宮勸注」で検注された領域とほぼ同庄域を示す。本公験により東寺の庄田であることは明らかであるのに、田堵等は神郡内に仏地があつてはならないという大神宮司符を口実に地利を収めようとしなかつた。それでこのような百姓の妨偽争論を絶つために、東寺は太政官符を申請したのである。太政官は東寺の領掌を再び認め、重ねて申請しないよ

うに記している。また奥書によると本来正文は国衙において保管すべきものであるが、東寺側は永久的、長期的な公験を求めてこの正文を請うたため、正文は東寺に交付し案文二通を作成して一通を国衙に止め、一通を庄地に与えたということである。

延長六年（九二八）八月二十一日宇多院宣旨書も延長七年（九二九）「大神宮勸注」にある宇多院の宣旨も、東大寺のために発給を命じたものであるが、宇多上皇と東大寺との繋がりはどこにあるのだろうか。延長六年（九二八）六月十七日に東大寺別当に任せられた寛救は宇多上皇と同じ法脈にある。また「貞信公記」延長九年（九三二）四月二十三日、宇多上皇が忠平に消息を送り、その内容は寛救の吹挙状の事であつたとあることから、東大寺別当寛救の要請により東大寺のために宇多院宣旨を発給したという事はある得ることと思われる。

さてここで注目したいのは宇多院宣旨により直接在地に向けて命令を下している点である。再び承平二年（九三二）の官符を見ると東寺が東寺検校忠平の家牒を申し受けて真演を現地に遣わし、国司・大神宮司・飯野多氣両郡司と真演が共に勘定し、東寺の公験を明らかにした上で、田堵等

が従わないことを太政官に訴えている。この飯野庄における右大臣家牒については現在その内容を知ることができないが、同じく右大臣家牒が延喜二十年（九二〇）に丹波国多紀郡大山庄の東寺伝法料田に關し丹波国衛に發給されている。⁵⁵

ここでは東寺伝法供所が東寺檢校である忠平（右大臣家）に対し、東寺側の開發した田を国郡司が剩田として収公している現状を訴え、陳状を提出している。これにより右大臣家から丹波国衛に宛てて東寺伝法料田を返領するように命じている。すなわち藤原忠平より身分の高い宇多上皇が直接在地に向けて命令を下すことは可能であったろう。さらに承平二年の官符では、東寺は家牒を受けて現地を勘定した後太政官符を申請し、また永公駿のための正文を請うていることから、家牒は太政官符申請のための前段階のものであったと言える。これを『大神宮勘注』と比較すると、官符では東寺の僧が現地に派遣され、国司・大神宮司・飯野多気両郡司が勘定にあつてゐるのに対し、『大神宮勘注』に見える東大寺は宇多上皇に訴え、宇多上皇から齋宮寮に傳達され、さらに大神宮司・飯野多気両郡司へ伝えられている。現地には宇多院司が派遣され、その檢注

に国司は見えない。そして、『大神宮勘注』でも東寺の領掌が認められ、東大寺の訴えが退けられるのであるが、承平二年の官符が引用する東寺の牒には、『大神宮勘注』を主張の根拠に挙げておらず記載は一切ない。

このように太政官符と比較すると『大神宮勘注』は正式かつ公式なものではなく、正式かつ公式な認可（永久的公驗）は太政官符の役割であつたことがわかる。

総じてこの宇多院宣旨には太政官符を補う機能は見えず、院政期院宣のように雑役免除の国司庁宣を出させるという特定の機能も見えない。この宇多院宣旨の受命者は齋宮寮であり、大神宮司・飯野郡司に下達している。すなわちこの宇多院宣旨は施行、下達の目的を含んだ奉書であると言えよう。そして宇多院宣旨により飯野郡で檢注が行われた事実が示すのは次のことであろう。

- (1) 宇多院宣旨發給の根拠は、宇多院と東大寺別当寛救との個人的なつながりである。
- (2) 宇多院宣旨は上皇の命令であることを表に出して在地へ命じている。
- (3) 檢注の実行は宇多上皇の非制度上の権限によるものであり、檢注に至る過程は律令制度に則したものではない。

- (4) 宇多上皇の家政を掌る宇多院が関係していることから、自身の組織に関することとして宇多院宣旨を発給した。
- (5) 正式かつ公式な認可、永久的公験の役割は宇多院宣旨ではなく、太政官符にある。

(ト) 年月日不詳「院宣」〔「拾遺往生伝」巻中〕

(前略) 大法師語云。我一生三度得希有之礼拝。所謂亭子禪定法皇者、昔受四海之灌頂、為日域之王、後受三密之灌頂、為月輪之主。是我大師也。更衣女御所惱之時、依院宣参向矣。護法先行、接縛平喻。相次参上之處、法皇着法服而礼拝。(後略)

女御、藤原褒子の所惱に際し、淨藏が宇多上皇の院宣により参向したことが記される。同じ史料から淨藏が宇多上皇の弟子であったことが確認できる。

同じ内容について前半では「禪定法皇の勅喚あり」とするのを、後半では「院宣に依りて参向せり」とある。『拾遺往生伝』は長承元年(一一三二)の成立であるので、すでに文書としての院宣も存在していたが、この場合は口頭

の命令を伝えたもので、「院宣」は院の命令の意味と考へる。

(チ) 延長四年(九二六)七月四日

〔「本朝文粹」巻十四 諷誦文、史料原文は省略〕

延長四年(九二六)六月二十五日に宇多上皇と京極御息所が河原院に渡御したところ、源融の亡霊がでたので故融の供養のためこの諷誦文を紀在昌に作成させた。日下に奉者の名が「主典代散位秦有時」とある。秦有時の名はこれ以外に見えないが、宇多上皇の院庁に勤仕する院司であろう。

河原院はもと源融大臣家⁸⁰であり、源昇が父融より伝領し、その後宇多上皇に奉獻された。延喜十七年(九一七)十月六日に宇多上皇が源昇の七十賀を河原院で祝い、延喜十八年(九一八)に源昇が薨じて、延喜二十年(九二〇)十二月十八日に忠平が河原院に宇多上皇を尋ねていることから、この間に宇多上皇に譲渡されたと思われる。この諷誦文も個人宛ての個人的な意志の伝達に含めてよいであろう。

おわりに

以上、宇多院宣旨を個別に検討した結果、宇多上皇の時代に上皇が発給の主体となる文書を「院宣」と称した例はなく、「院宣」は、院の命令という意味であった。また當時は上皇の意志を奉じて書かれた文書を、奉者以外の第三者も「宣旨」と受け止めていたことが理解できた。しかも様式上は宣旨系統の文書であるが、上皇の意志を他者へ伝達することが前提とされていることから奉書の範疇に入ると考える。

さらに宇多院宣旨は次のような場合に利用されたことが確認できた。(ホ)は偽文書として除外する。)

- ①太政官の認可(公的処置)を必要とせず、個人宛てに個人的な意志を伝達する場合。――ハ、ト、チ
 - ②上皇の意志による公的決定について、予め意志の対象者にその旨を伝える場合。――イ、ロ
 - ③上皇の權威による公驗を作成する場合。――二
 - ④宇多院が関係する所領の検注を命じる場合。――へ
- いずれも宇多院宣旨による意志伝達には太政官機構を介していない。また適用する範囲は個人的関係者や自身の院

経済に関するものであると言える。これは僧官の任命において公的処置として太政官符を下したのとは別に、予め宇多院宣旨でその旨を伝えるという二方向の伝達経路が存在したように、宇多院宣旨が私的な文書であることを意味している。さらに、太政官符を補う機能はないが、宇多院宣旨を根拠に官符が発給されることは有り得る。これは宇多上皇の政治的權威によるものであろう。

このように平安時代中期、宇多上皇の時代においては宇多院宣旨に特定の機能はなく、上皇の個人的な意志伝達の手段に用いられたと考える。但し、宇多上皇の權威を背景に宣旨という文書の形をとって直接在地に命令を下す場合があった点は、この時期の上皇權力を考える上で注目すべきである。

註

- (1) 橋本義彦「葉子の変」私考(『平安貴族』平凡社、一九八六年、初出一九七六年)、仁藤敦史「律令成初期における太上天皇と天皇」(『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年)、春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』一〇〇―三号、一九九一年)など。

(2) 目崎徳衛「政治史上の嵯峨上皇」(初出一九六九年)、「宇多

上皇の院と国政」(初出一九六九年)、「円融上皇と宇多源氏」(初出一九七二年)、後いずれも『貴族社会と古典文化』(吉川弘文館、一九九五年)に所収。

(3) 山本崇「宇多院宣旨の歴史的前提」(『古文書研究』四八号、一九九八年)

(4) 『醍醐寺要書』延長七年八月二十五日(『続群書類従』第二七輯上、三〇頁所収)

(5) 『平安遺文』一卷、一三三三号、

(6) 註(2) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」

(7) 『日本紀略』同目条

(8) 『日本紀略』昌泰元年(八九八)二月十三日

(9) 『日本紀略』同日条

(10) 『日本紀略』同日条

(11) 『日本紀略』同日条

(12) 『日本紀略』『扶桑略記』同日条

(13) 『西宮記』卷四、六月雷鳴陣(『故実叢書』第一、一三三頁下段)

(14) 『日本紀略』『扶桑略記』など。

(15) 『貞信公記』延喜十年(九一〇)四月十一日条には「便参亭子院、申賜廿七鹿毛、為欲貢内裏也」とあり、延喜十四年(九一四)一月二十九日には「参亭子院」などとある。また延喜十八年(九一八)二月二十六日には「行幸六条院、依仰候彼院」、同年十二月九日には「参六条院、依御薬事也」と見える。

(16) 『醍醐雜事記』第十四、(五九九頁)によれば、「一曾欄庄文書櫃（醍醐寺蔵）本主参議藤原玄上朝臣以先年已充進院了」とあり、もとは藤原玄上から朱雀院に沽却された。

(17) 『醍醐雜事記』第十二、(四八四頁)によれば、天曆七年(九五三)八月五日の民部省符が引用する醍醐寺牒の中で「件庄(老志郡曾欄庄)家水田朱雀院所領也、而依宣旨以去天曆二年二月廿八日施入寺家」とある。

(18) 註(4) 『醍醐寺要書』延長七年八月二十五日(『続群書類従』第二七輯上、三〇頁所収)

(19) 八代国治「後院考」(『史学雜誌』一五十九号、一九〇四年)、橋本義彦「後院について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九六六年)

(20) 『平安遺文』一卷、一三三三号、「雖無官符、為畏院宣」を言う。

(21) (八) 延長六年(九二八)四月二十九日 『朝野群載』卷十七、佛事、請僧書、(二) 延長六年(九二八)八月二十一日『東大寺要録』卷八、

(22) 伊地知鉄男『日本古文书学提要』(新生社、一九六六年)

(23) 橋本義彦『院宮文書』(『日本古文书学講座3 古代編Ⅱ』、雄山閣出版、一九七九年)

(24) 藤田英孝『院宣』について(『神道史研究』二四卷一号、一九七六年)

(25) 竹内理三『日本上代寺院経済史の研究』大岡山書店、一九三四年、一一六頁

- (26) 橋本註(23) 前掲論文
- (27) 鈴木茂男「院政期院庁にこの機能について—院庁発給文書を通じて見たる—」(一九六一年鈴木氏卒業論文、「古代文書の機能論的研究」吉川弘文館、一九九七年) 六頁
- (28) 中村直勝「日本古文書論」(国史講座刊行会、一九三五年)、相田次郎「日本の古文書 上」(岩波書店、一九四九年)、伊木壽一「増訂 日本古文書学」(雄山閣出版、一九七六年)、日本歴史学会編「概説古文書学」(吉川弘文館、一九八三年)、佐藤進一「古文書学入門」(法政大学出版局、一九九七年)を参照。
- (29) 院宣と宇多院宣旨の比較検討については今後の課題である。
- (30) 宣旨自体の検討は、土田直鎮「内侍宣について」(初出一九五九年、のち「奈良平安時代史研究」吉川弘文館、一九九二年所収)、今江広道「内侍宣・口宣案」(「日本古文書学講座3 古代編集Ⅱ」雄山閣出版、一九七九年)、吉川真司「奈良時代の宣」(初出一九八八年、のち「律令官僚制の研究」塙書房、一九九八年)、早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)に詳しい。
- (31) 例えば、「興福寺講師研学暨義次第」(「大日本史料」第一編之四)延喜十一年(九一一)の興福寺維摩会の講師に延敏の名が見える。これは宇多上皇が藤氏長者(忠平)に推荐し、延敏が忠平より講師の宣旨を受けたとある。
- (32) 筆者は平成十二年度奈良大学大学院に提出した修士論文においてこの点を確認した。一例として註(31)を参照のこと

- と。尚、宇多院宣旨をふまえた宇多上皇の意志伝達システムについての検討は「宇多上皇について」(「富山史壇」第一三七号、二〇〇二年)に掲載予定。
- (33) 「類聚三代格」巻二、年分度者事、延喜七年(九〇七) 七月四日
- (34) 「続群書類従」第八輯下所収
- (35) 「九曆」天慶七年(九四四) 正月二十四日条に「件節去延長五年以後無有供奉」とある。
- (36) 「大日本古文書」家わけ十八、東大寺文書之一、東南院文書之一、一四号、二九頁
- (37) 「伊勢国飯野庄大神宮勸注」(「平安遺文」一卷、一三三三号)
- (38) 鈴木景二「聖武天皇勅書銅板と東大寺」(「奈良史学」五号、一九八七年)
- (39) 「大日本古文書」家わけ十八、東大寺文書之七、四二二号、二七三頁
- (40) 竹内理三「変質期寺領荘園の構造」(「寺領荘園の研究」畝傍書房、一九三二年、吉川弘文館、一九七三年復刊)、村井康彦「東寺領伊勢国川合大國荘の研究」(「古代国家解体過程の研究」岩波書店、一九六五年)、勝山清次「東寺領伊勢国川合、大國庄とその文書—平安前・中期の文書の真偽をめぐって—」(「日本の宗教と文化」同朋舎出版、一九八九年)、水野章二「伊勢国川合・大國庄」(「講座日本庄園史6 北陸地方の荘園 近畿地方の荘園Ⅰ」吉川弘文館、一九九三年)

(41) 日崎註(6) 前掲論文では「文書の真偽の程は不明ではあるが」と断っている。

(42) 『平安遺文』九卷、四五六〇号

(43) 『平安遺文』十卷、四九〇三号

(44) 勝山註(40) 前掲論文

(45) 勝山註(40) 前掲論文

(46) 『平安遺文』九卷、四五五三号、延喜七年(九〇七)六月二日 僧正聖宝起請文。

(47) 延長元年(九二二)十二月十七日、宇多上皇は延敏に印信を授けている(『大日本史料』第一編之五)。聖宝は延敏の師にあたる。延喜九年(九〇九)四月に聖宝の病に際し、宇多上皇は普明寺に聖宝を見舞っている。(『大日本史料』第一編之四)。

(48) 『平安遺文』一卷、一三三五号、大神宮司牒にも「依宣旨」と見える。

(49) 『平安遺文』七卷、三三九七号、『平安遺文』十卷、五〇四三号(三三九七号に続く)

(50) 「大神宮勸注」(『平安遺文』一卷、一三三三号)に引用されている。

(51) 山本註(3) 前掲論文

(52) 『類聚三代格』巻一、神郡雑務事、弘仁八年(八一七)十二月二十五日。訴訟制度については、利光三津夫「裁判の歴史―律令裁判を中心に―」(至文堂、一九六四年)、滝川政次郎「律令の民事訴訟法」(『中小企業法』訴訟法学と実体法学)

有斐閣、一九五五年所収)を参照した。

(53) 註(42)に同じ。

(54) 『貞信公記』延長九年(九三二)四月二十三日条に「廿三日(中略)左中弁来。有院御消息、大宰春米、寛救拳状等也」とある。

(55) 『平安遺文』一卷、二二七号、右大臣藤原忠平家牒

(56) あるいは「大神宮勸注」に「然則此郡為神郡以来、不可有佛地、」とあるのを指して承平二年官符で「大神宮符備、不可有佛地神郡之内者」と言っているのだろうか。現在のところ本文のように解釈する。

(57) 藤田英孝「院宣」について(『神道史研究』二四卷一号、一九七六年)、同「院宣」と「宣旨」について(『皇学館論叢』一〇巻六号、一九七七年)、中野淳之「院権力と太政官制―発給文書を中心に―」(『ヒストリア』一〇一号、一九八三年)など。

(58) これは註(30)早川庄八氏の説に従っている。早川氏は宣旨と奉書の違いについて説明され、宣旨は上級者の命令を受けた下級者が書き留めた書類であり、伝達の役割はないのに対し、奉書は上級者の意志・命令を他者に伝達する目的で下級者が作成する文書であるとされる。

(59) 『古事談』一王道后宮にも、この話が見える。

(60) 『拾芥抄』諸名所部 第二十

(61) 源昇は宇多上皇の院司である。「公卿補任」延長五年

(62) 『日本紀略』同日条

(63) 『公卿補任』 寛平七年

(64) 『貞信公記』 同日条

〔付記〕 末筆ではありませんが、本稿を草するに際して多くのご教示を頂きました水野柳太郎先生、東野治之先生、寺崎保広先生に心から御礼申し上げます。